

適塩商品等活用促進事業

適塩応援事業の登録条件

【対象】

食品製造企業・販売企業、一般企業、団体等

【取組の内容】

○食品製造・販売企業

以下の（１）を必須とし、かつ（２）～（４）のいずれかに取り組んでいること。

- （１）厚生労働省が推奨している日本人（成人）の食塩摂取量の目標値の情報発信
- （２）義務づけられている栄養成分表示に記載する食塩相当量以外に、消費者に分かりやすい単位での食塩相当量の情報発信

例）・100g 当たり

- ・ 1食当たり（食品の1食当たり数量も示すこと）
- ・ 1個（1粒、1切れ）当たり
- ・ 大さじ1杯や小さじ1杯当たり など

- （３）商品（自社商品含む）を活用したレシピ等の食塩相当量の情報発信
- （４）その他、上記（２）・（３）以外で、県民が普段の生活の中で適切な食塩を摂取することに繋げるための取組で県が認めるもの
例）減塩商品の開発、減塩商品の利用促進、県の事業への協力（啓発物の掲出等）

○食品製造・販売企業以外

以下の（１）を必須とし、かつ（２）～（３）のいずれかに取り組んでいること。

- （１）厚生労働省が推奨している日本人（成人）の食塩摂取量の目標値の情報発信
- （２）既存メニューや開発したレシピ等の食塩相当量の情報発信
- （３）その他、各企業等の特色に応じ、県民が普段の生活の中で適切な食塩を摂取することに繋げるための取組で県が認めるもの

例）企業：適塩の工夫等に関する情報発信、メディア：連載記事等、
教育機関：研究等、行政：適塩の情報発信・健康教育、県事業への協力等

【食塩相当量の数値について】

- （１）栄養成分分析している場合：その値を用いて示す。
- （２）栄養成分分析していない場合：公的な最新版データベース（日本食品標準成分等）から栄養成分を算出した値を示す。

*登録された企業等は、適塩応援企業（仮称）として、広く周知を行う。

*適塩応援企業（仮称）には登録証を交付し、登録マークのシールを配布する。